

議 第 459 号

平成26年12月11日提出

熊本市城南福祉センター条例の一部改正について

熊本市城南福祉センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市城南福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市城南福祉センター条例（平成22年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第6条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

施設使用料

使用時間 区分 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで
ホール	1,500円	2,000円	2,000円	500円	500円
和室	900円	1,200円	1,200円	300円	300円
会議室	900円	1,200円	1,200円	300円	300円
調理室	1,500円	2,000円	2,000円	500円	500円

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

別表第2（第6条関係）

冷暖房設備使用料

使用時間 区分 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで
ホール	200円	200円	200円	50円	50円
和室	100円	100円	100円	20円	20円
会議室	100円	100円	100円	20円	20円
調理室	100円	100円	100円	20円	20円

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を

含むものとする。

- 2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提出理由)

城南福祉センターの使用料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。